

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について

1 趣旨

先般、教育委員会の議決を得て、公布した「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」（令和元年中野区教育委員会規則第13号、令和2年4月1日施行）について、規定を改める。

2 改正内容

臨時的任用職員の年次有給休暇の付与方法について、先般の一部改正において臨時的任用から引き続いて臨時的任用された場合に、年次有給休暇を引き継げることを規定したが、継続する任用期間が結果として1年を超える場合にも対応できるよう規定を改める。

※ 詳細は、新旧対照表のとおり。

3 施行期日

公布の日

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和元年中野区教育委員会規則第13号）
新旧対照表

改正案	現行
<p>(中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)</p> <p>第1条 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年中野区教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第14条第1項ただし書中「をいう。」の次に「第15条を除き、」を加える。</u></p> <p><u>第15条第1項中「別表第3のとおり」を「当該任用の時点において付与するものとし、その日数は、別表第3に定める日数」に改め、同条第2項を次のように改める。</u></p> <p>2 <u>前項又はこの項の規定による年次有給休暇を付与されたのち、引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新され、かつ、前項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までの期間が1年以下である場合の年次有給休暇は、当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された時点において付与するものとし、その日数は、同項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までを任用期間とした場合における別表第3に定める年次有給休暇の日数から既に付与された年次有給休暇の日数を減じた日数とする。</u></p> <p>第15条に次の4項を加える。</p> <p>3 <u>前2項又は次項の規定による年次有給休暇を付与されたのち、引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新され、かつ、当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された日が、第1項の規定による任用の日から起算して1年を経過した日以後である場合の年次有給休暇は、同日及び毎年同日に相当する日（相当する日がない場合には、その前日）（以下「応当日等の日」という。）の時点において付与するものとし、その日数は、20日とする。</u></p> <p>4 <u>第1項又は第2項の規定による年次有給休暇を付与されたのち、引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新され、かつ、当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された日が、第1項</u></p>	<p>(中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)</p> <p>第1条 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年中野区教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第15条第2項を次のように改める。</u></p> <p>2 前項の規定による年次有給休暇を付与されたのち、<u>同一年度内において引き続き臨時的に任用された場合又は任用期間が更新された場合の年次有給休暇は、その任用され、又は更新された日よりも前の同一年度内における任用の日から引き続き任用され、又は更新された任期の末日までを任用期間とした場合における別表第3に定める年次有給休暇の日数から既に付与された年次有給休暇の日数を減じた日数を引き続き任用され、又は更新された日に与える。</u></p> <p>第15条に次の1項を加える。</p>

の規定による任用の日から起算して1年を経過した日以前であって、同項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までの期間が1年を超える場合の年次有給休暇は、次の各号に掲げる時点において、当該各号に定める日数を付与するものとする。

(1) 当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された時点 20日から既に付与された年次有給休暇の日数を減じた日数

(2) 当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間における応当日等の日の時点 20日

5 前各項に規定する年次有給休暇の日数のうち、応当日等の日前1年の間に使用しなかった日数があるときは、20日を限度に当該応当日等の日以後1年に限りこれを繰り越すことができる。ただし、応当日等の日前1年における勤務実績（第1項の規定による任用の日又は応当日等の日から起算して1年を経過する日までの間における総日数から週休日の日数を減じた日数に対する勤務した日数の割合をいう。以下この条において同じ。）が8割に満たない臨時的に任用された職員については、この限りでない。

6 勤務実績を算定する場合において、勤務した日数とみなす期間については、第14条第4項の規定を準用する。

第29条の2第1項中「9歳」を「12歳」に改める。

(中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成29年中野区教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項ただし書中「をいう。」の次に「第16条を除き、」を加える。

第16条第1項中「別表第3のとおり」を「当該任用の時点において付与するものとし、その日数は、別表第3に定める日数」に改め、同条第2項を次のよう

3 臨時的に任用された職員が任用期間の初日の属する年度の翌年度において引き続き臨時的に任用された場合又は任用期間が更新された場合であって、前2項に規定する年次有給休暇の日数のうち残日数があるときは、20日を限度に翌年度（年度の途中に年次有給休暇を付与された者にあつては、翌々年度におけるその付与された月の前月まで）に限りこれを繰り越すことができる。ただし、その任用され、又は更新された日の属する年の前年度（新たに臨時的に任用された職員となった者については、当該年度における新たに臨時的に任用された職員となった日以後の期間）における勤務実績が8割に満たない臨時的に任用された職員については、この限りでない。

第29条の2第1項中「9歳」を「12歳」に改める。

(中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成29年中野区教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項を次のように改める。

に改める。

2 前項又はこの項の規定による年次有給休暇を付与されたのち、引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新され、かつ、前項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までの期間が1年以下である場合の年次有給休暇は、当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された時点において付与するものとし、その日数は、同項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までを任用期間とした場合における別表第3に定める年次有給休暇の日数から既に付与された年次有給休暇の日数を減じた日数とする。

第16条に次の4項を加える。

3 前2項又は次項の規定による年次有給休暇を付与されたのち、引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新され、かつ、当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された日が、第1項の規定による任用の日から起算して1年を経過した日以後である場合の年次有給休暇は、同日及び毎年同日に相当する日（相当する日がない場合には、その前日）（以下「応当日等の日」という。）の時点において付与するものとし、その日数は、20日とする。

4 第1項又は第2項の規定による年次有給休暇を付与されたのち、引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新され、かつ、当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された日が、第1項の規定による任用の日から起算して1年を経過した日前であって、同項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までの期間が1年を超える場合の年次有給休暇は、次の各号に掲げる時点において、当該各号に定める日数を付与するものとする。

(1) 当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された時点 20日から既に付与された年次有給休暇の日数を減じた日数

(2) 当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間における応当日等の日の時点 20日

2 前項の規定による年次有給休暇を付与されたのち、同一年度内において引き続き臨時的に任用された場合又は任用期間が更新された場合の年次有給休暇は、その任用され、又は更新された日よりも前の同一年度内における任用の日から引き続き任用され、又は更新された任期の末日までを任用期間とした場合における別表第3に定める年次有給休暇の日数から既に付与された年次有給休暇の日数を減じた日数を引き続き任用され、又は更新された日に与える。

第16条に次の1項を加える。

5 前各項に規定する年次有給休暇の日数のうち、応当日等の日前1年の間に使用しなかった日数があるときは、20日を限度に当該応当日等の日以後1年に限りこれを繰り越すことができる。ただし、応当日等の日前1年における勤務実績（第1項の規定による任用の日又は応当日等の日から起算して1年を経過する日までの間における総日数から週休日の日数を減じた日数に対する勤務した日数の割合をいう。以下この条において同じ。）が8割に満たない臨時的に任用された職員については、この限りでない。

6 勤務実績を算定する場合において、勤務した日数とみなす期間については、第14条第4項の規定を準用する。

第30条第1項中「9歳」を「12歳」に改める。

附 則 （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3 臨時的に任用された職員が任用期間の初日の属する年度の翌年度において引き続き臨時的に任用された場合又は任用期間が更新された場合であつて、前2項に規定する年次有給休暇の日数のうち残日数があるときは、20日を限度に翌年度（年度の途中に年次有給休暇を付与された者にあつては、翌々年度におけるその付与された月の前月まで）に限りこれを繰り越すことができる。ただし、その任用され、又は更新された日の属する年の前年度（新たに臨時的に任用された職員となった者については、当該年度における新たに臨時的に任用された職員となった日以後の期間）における勤務実績が8割に満たない臨時的に任用された職員については、この限りでない。

第30条第1項中「9歳」を「12歳」に改める。

附 則 （略）

参考

【第14条の改正規定関係】中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(年次有給休暇の繰越し)</p> <p>第14条 条例第15条第1項及び第2項に規定する年次有給休暇の日数のうち、その年度に使用しなかった日数がある場合は、20日を限度に翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績(1の年度における総日数から週休日の日数を減じた日数に対する勤務した日数の割合をいう。<u>第15条を除き</u>、以下同じ。)が8割に満たない職員については、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第14条の2～第33条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1～別表第4 (略)</p> <p>別記様式第1号～別記様式第11号 (略)</p>	<p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(年次有給休暇の繰越し)</p> <p>第14条 条例第15条第1項及び第2項に規定する年次有給休暇の日数のうち、その年度に使用しなかった日数がある場合は、20日を限度に翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績(1の年度における総日数から週休日の日数を減じた日数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。)が8割に満たない職員については、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第14条の2～第33条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1～別表第4 (略)</p> <p>別記様式第1号～別記様式第11号 (略)</p>

【第14条の改正規定関係】中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(年次有給休暇の繰越し)</p> <p>第14条 条例第15条第1項及び第2項に規定する年次有給休暇の日数のうち、その年度に使用しなかった日数がある場合は、20日を限度に翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績(1の年度における総日数から週休日の日数を減じた日数に対する勤務した日数の割合をいう。<u>第16条を除き</u>、以下同じ。)が8割に満たない職員については、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第15条～第40条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1～別表第4 (略)</p> <p>別記様式第1号～別記様式第14号 (略)</p>	<p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(年次有給休暇の繰越し)</p> <p>第14条 条例第15条第1項及び第2項に規定する年次有給休暇の日数のうち、その年度に使用しなかった日数がある場合は、20日を限度に翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績(1の年度における総日数から週休日の日数を減じた日数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。)が8割に満たない職員については、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第15条～第40条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1～別表第4 (略)</p> <p>別記様式第1号～別記様式第14号 (略)</p>